

【EU】視聴覚メディアサービス指令（AVMSD）の改正

海外立法情報課 島村 智子

* オンデマンドサービスや動画共有プラットフォームの利用拡大に対応するため、視聴覚メディアサービス指令（AVMSD）を改正する指令が、2018年11月28日に公布された。

1 改正の経緯

欧州委員会は、2015年に「欧州デジタル単一市場戦略」¹を発表し、①EU域内における製品・サービスへのオンラインアクセスの改善、②デジタルネットワーク・デジタルサービスにとっての適切な環境形成、③デジタル経済の発展の3つの柱に基づき、様々な規制整備・見直し等を行うことを提案した。このうち②では、域内における、テレビ放送、及び映像コンテンツのオンデマンドサービスの提供に関し規定した、2010年の視聴覚メディアサービス指令（Audiovisual Media Services Directive: AVMSD）²の見直しが盛り込まれた。この見直しの背景には、インターネットを利用した映像コンテンツの視聴の増加がある。AVMSDの改正指令案は、2016年5月25日に公表された（COM(2016)287 final）。その後、審議・修正を経て、改正指令は2018年11月14日に成立、同月28日に公布された³。加盟国には、2020年9月19日までに改正指令の内容を国内法制化することが義務付けられている。

2 改正の要点

(1) 動画共有プラットフォームサービスへの適用拡大

AVMSDは、テレビ放送とオンデマンドサービスを対象としており、ユーザーが作成したコンテンツを提供・配信するウェブサイトやサービスは従来適用対象外となっていた。今回の改正指令によって、動画共有プラットフォームサービスにも適用範囲が拡大された。動画共有プラットフォームサービスとは、通知、娯楽又は教育のため、電子通信ネットワークを利用して、番組、ユーザー作成動画又はその両方を、一般公衆に提供することを主たる目的とするサービスであり、サービス提供者がコンテンツについて編集責任を有さず、表示、タグ付け、順序付けによってコンテンツを編成（organisation）しているものを指している（第1条第aa号）。これにより、YouTubeなどのサービスや、ソーシャルメディアで共有された視聴覚コンテンツが適用対象となった⁴。

* 本稿におけるインターネット情報の最終アクセス日は、2019年1月10日である。

¹ European Commission, “Communication from the Commission to the European Parliament, the Council, the European Economic and Social Committee and the Committee of the Regions: A Digital Single Market Strategy for Europe,” COM(2015) 192 final, 2015.5.6. <<https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/?uri=CELEX:52015DC0192>>

² Directive 2010/13/EU of the European Parliament and of the Council of 10 March 2010 on the coordination of certain provisions laid down by law, regulation or administrative action in Member States concerning the provision of audiovisual media services (Audiovisual Media Services Directive), OJ L95, 2010.4.15, pp.1-24. <<https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/?uri=CELEX:32010L0013>>

³ Directive (EU) 2018/1808 of the European Parliament and of the Council of 14 November 2018 amending Directive 2010/13/EU on the coordination of certain provisions laid down by law, regulation or administrative action in Member States concerning the provision of audiovisual media services (Audiovisual Media Services Directive) in view of changing market realities, OJ L303, 2018.11.28, pp.69-92. <<https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/?uri=CELEX:32018L1808>>

⁴ European Commission, “Digital Single Market: updated audiovisual rules [updated on 02/10/2018],” 2018.6.7. <<http://>

(2) サービス提供者の管轄国情報の透明化

AVMSD では、テレビ放送及びオンデマンドサービスは、サービス提供者を管轄する国の国内法に従ったものでなければならず、域内で国境を越えて提供される場合には、受信国は原則として追加的な制限を課してはならないという母国法主義を採用している。改正指令では、加盟国が、それぞれ自国のテレビ放送、オンデマンドサービス、動画共有プラットフォームの提供者のリストを作成・維持すること、また、これらのリストを欧州委員会がデータベース化し、公開することを定めており、管轄国に関する情報の透明性向上が目指されている（第2条第5b項、第28a条第6項）。さらに、母国法主義の例外として、加盟国が一時的に受信を制限できる要件について、テレビ放送とオンデマンドサービスとの間で規制内容を統一した。同要件には、テロ犯罪を行わせる公然の挑発（public provocation）⁵をコンテンツ中に含めることを禁止した規定（第6条第1項第b号）に対する違反の場合が追加された（第3条）。

(3) 未成年者保護の強化

未成年者によるオンデマンドサービス利用が増加している現状を受け、改正指令では、オンデマンドサービスに対する未成年者保護措置の義務を強化し、テレビ放送と同様の規制とした（第6a条）。未成年者の身体的、精神的又は道徳性の発達を阻害するおそれのあるコンテンツについては、放送時間帯の選択や年齢認証等の技術的措置により、未成年者が通常視聴することがないようにしなければならない。ポルノ及び不当な暴力などの有害コンテンツについては、特に厳重な措置をとることが義務付けられている。このほか、未成年者の個人データを商業目的のために使用してはならないことが規定された。また、動画共有プラットフォームの提供者についても、未成年者の身体的、精神的又は道徳性の発達を阻害するおそれのあるコンテンツから保護するため、適切な措置をとるよう定めている（第28b条第1項及び第3項）。

(4) 欧州製コンテンツの推進

AVMSD は、テレビ放送について、ニュース、スポーツイベント、広告などを除く放送時間のうち半分を超える時間を、欧州製の番組（European works）に充てるよう定めている。これに対し、オンデマンドサービスについては、欧州製の番組の制作・アクセスを推進するという規定であった。改正指令では新たに具体的基準を定め、オンデマンドサービスでは、番組のうち30%以上を欧州製のものとし、かつ、欧州製の番組が目立つようにするよう規定された（第13条）。ただし、サービス提供者の売上高又は視聴者が小規模である場合は適用を除外され、また、サービスの性質などに鑑み不可能又は不当である場合には、加盟国は義務を免除することができる。

(5) テレビ広告の放送時間規制の柔軟化

AVMSD では、テレビ放送において、テレビショッピングを含む広告の放送時間は、1時間のうち20%、つまり12分間を超えてはならないことを規定している。改正指令では、従来の1時間ごとの時間制限を緩和し、6時から18時の時間帯において20%、及び18時から24時の時間帯において20%を超えてはならないと定めた（第23条）。

europa.eu/rapid/press-release_MEMO-18-4093_en.htm

⁵ テロ犯罪の実行を扇動する目的で、テロ犯罪を直接的又は間接的に支持するメッセージを公衆に流すことを指し、2017年制定のテロ対策指令（Directive (EU) 2017/541 of the European Parliament and of the Council of 15 March 2017 on combating terrorism and replacing Council Framework Decision 2002/475/JHA and amending Council Decision 2005/671/JHA, OJ L88, 2017.3.31, pp.6-21. <<https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TEXT/?uri=CELEX:32017L0541>>）の第5条に基づく。